

陸前高田市空き家バンクへの利用をお考えの皆様へ ～ 空き家を借りたい・買いたい ～

● 陸前高田市空き家バンク利用の大まかな流れ

① 利用登録 → ② 空き家の内覧 → ③ 物件取扱業者と契約手続き → ④ 契約完了

① 利用登録について

陸前高田市への移住・定住等を希望する方、またはすでに陸前高田市に在住されている方でも登録することができます。(登録料はかかりません)

【登録時に必要な書類】

- 陸前高田市空き家バンク利用登録申込書
- 誓約書
- 身分証明書のコピー (運転免許証、パスポートなど)

※登録内容の変更や登録抹消など、登録内容に変更がある場合は高田暮舎までご連絡ください。

② 空き家の内覧について

空き家情報は、ポータルサイト『高田暮らし』(<https://takatakurashi.jp/>) 内にある「家を見つける」のページに掲載しています。(下記 QR コードからもポータルサイトに行けます)

気になった空き家がありましたら内覧できますので、高田暮舎までご連絡ください。

③ 物件取扱業者と契約手続きについて

家が決まりましたら、物件取扱業者(不動産会社等)と契約手続きを行います。(成約した際には、物件取扱業者に対し仲介手数料が発生します。)

【仲介手数料の上限額】

不動産会社に支払う仲介手数料は、以下の通り売買代金の金額区分ごとに上限が定められています。

依頼者の一方から受領できる報酬額	
取引額	報酬額(税抜)
取引額200万円以下の金額	取引額の5%以内
取引額200万円を超え400万円以下の金額	取引額の4%以内
取引額400万円を超える金額	取引額の3%以内

※仲介手数料は消費税の課税対象なので、別途消費税がかかります。

▼空き家バンクのご相談・問い合わせ窓口▼

ポータルサイト
『高田暮らし』

特定非営利活動法人 高田暮舎（たかたくらししゃ）

 岩手県陸前高田市高田町字荒町 104 番地 7 陸前高田市チャレンジショップ C-2

 080-6050-0761（空き家バンク担当）

 info@kurashisha.org



● 陸前高田市空き家バンク Q&A

Q 物件の所有者と直接交渉したいので、所有者の連絡先を教えてください。

A 契約交渉は、担当する物件取扱業者を通して行いますので、物件の所有者を直接紹介することはできません。

Q 気に入った物件はすぐに住めますか？

A 補修など一定期間を必要とする物件もあります。それぞれの物件で状態が異なりますので、高田暮舎へご確認ください。

Q 田や畑も空き家と一緒に借りる事ができますか？

A 空き家の敷地内にある家庭菜園（農地と認められるものを除く）については、一緒に借りる事ができます。田畑などの農地の貸借・転用についてはご相談下さい。

Q 居住以外の利用も可能ですか？（店舗・事務所等）

A 物件によっては可能ですので、高田暮舎へご相談ください。